

第4回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム
(平成28年12月22日)における主な意見(案)

【大学の実習における単位数や時間数について】

- 公認心理師においては大学院の実習が基本となるため、大学での実習をそれほど多くする必要はないのではないか。
- 現実的には、40～80時間が適当ではないか。
- 大学卒業後の実務経験のルートもあることを踏まえ、大学の段階で5分野(保健医療分野、教育分野、福祉分野、司法・法務分野、産業・労働分野)を知ることができるようにするべきではないか。
- 見学実習も実習に含めることとし、5分野をそれぞれ2日間程度見学することにしてはどうか。
- 5分野について学ぶことは到達目標に記載があるので、実習科目の内容に含めなくても、大学教育全体の中で5分野について学ぶよう、各大学が検討すればよいのではないか。
- 裁判所や少年鑑別所で2日間も見学を行うことは難しいのではないか。
- 少年鑑別所や少年院において、収容者に会うことはできなくとも、施設の見学や職員の話聞くことは可能ではないか。
- 教育分野には指導者がいないため、見学実習は難しいのではないか。
- 見学時間の確保が難しい分野を考慮し、医療分野で3日間、司法・法務分野で1日間というような形でもよいこととしてはどうか。
- 当事者を知ること、学生は心理の現場への関心を強めるため、大学で見学実習を行うべきではないか。
- 福祉分野や教育分野の施設でボランティアやアルバイトを行う学生が体験した内容を、教員と共有して振り返りができれば実習と認めてもよいのではないか。

【大学院の実習における単位数や時間数について】

- 学内相談室では利用者の対応だけでなく、事前のロールプレイや事例検討及び個別のスーパービジョン等も含めて合計180時間実習を行い、学外施設では5分野で合計450時間の実習を行ってはどうか。
- 学内相談室での実習は必須にすべきではないか。また、医療分野での実習を必須としてはどうか。
- 5分野全てで実習を行うのは難しいのではないか。医療分野は必須とし、他に1、2分野程度で実習をさせるというのが現実的ではないか。
- 学外施設については、面接技術を向上させるために活用してはどうか。
- 大学院での科目においては、その課程を修了するために必要な単位数の下限である30単位分の科目を定めてはどうか。その場合、実習を450時間とすると10単位分になることから、実習以外に演習を中心として20単位分くらいカリキュラムに入れてはどうか。

- 教員から学生への一方向型授業のような講義形式は、公認心理師の大学院におけるカリキュラムとして好ましくないのではないか。

【実習を実施する施設の種類や指導体制について】

- 実習を担当する教員の数については、実習生3人又は5人につき1人以上としてはどうか。
- 大学の実習の場合、配置する実習を担当する教員の数を実習生5人につき1人以上とするのは厳しいのではないか。
- 大学の実習について、見学実習をすることも実習施設の指導者が必要ではないか。
- 実習施設に指導者がいない場合は、教員と連絡を密にとるという方法で学生を指導してはどうか。
- 大学院の実習におけるについて、実習を担当する教員の要件としては公認心理師の資格を取得後、5年以上業務に従事した者としてはどうか。
- 大学院での実習を担当する教員の要件として、法律の施行後当分の間は、「心理分野の教育に3年以上従事している者であれば認める」というような経過措置を設けてはどうか。
- 実習を担当する教員と同様に、実習施設の指導者にも所定の講習会を受講させることが必要ではないか。
- 実習施設の指導者の要件に関する経過措置について、一定の経験を積んだ精神科医が指定した臨床心理技術者を実習施設の指導者として認めることとしているが、臨床心理技術者に限定するのではなく、臨床心理技術者等として、もっと広く認めるようにすべきではないか。
- 実習施設の指導者の要件として「一定の経験を積んだ臨床心理技術者（精神科医を含む。）」としてはどうか。

【学内相談室の位置づけについて】

- 学内相談室の位置づけについては、「どのように認定するか」と「各学生がどのような実習を行ってきたのか」という2つの視点で考える必要があるのではないか。
- 学内相談室は、相談件数や面接回数が少ないので、実習施設として好ましくないのではないか。
- 学内相談室の設置については法的根拠がないため、公認心理師法に基づき指定する実習施設として好ましくないのではないか。
- 各大学院の学内相談室において、実習施設としてふさわしいかどうかを試験センターに判断させ、個別認定させてはどうか。
- 施設を指定するのではなく、施設長に実習内容を認定させてはどうか。

【大学卒業後の実務を経験する施設について】

- 実務を経験する施設は、大学院で実習を行う施設と同様の施設でよいのではないか。
- 実務を経験する施設を大学院で実習を行う施設と同様にすると、医療分野や福祉分野だけになり、実務を経験することができる施設が少なくなるのではないか。
- 医療分野や福祉分野以外では、常勤として無資格者を雇用することが難しいのではないか。
- 複数の心理職がいる施設で実務を経験させるべきではないか。
- 所定の講習会を受けた指導者がおり、実務を経験する者を教育する仕組みが確立していることを施設の要件とすれば、実務経験の期間は2年でよいのではないか。
- 実務を経験する施設に「指導者は誰か」「医療分野以外でどのように経験させるか」等を定めたプログラムを作成させ、そのプログラムを認定する形にしてはどうか。
- 実務を経験する施設を指定すると、指定されない施設が出てきてしまい問題になるのではないか。

【大学卒業後の実務経験の期間について】

- 実務経験の期間を2年かつ2,500時間以上としてはどうか。
- 大学院の実習以外の学習と同等の学習をすることを考慮し、実務を経験する期間を3年としてはどうか。
- 実務を経験する期間を2年としてはどうか。また週2日勤務を3年経験するのと、週5日勤務を2年経験するのでは質が異なるのではないか。
- 実務経験の期間を2年とした場合、大学卒業後に実務を経験することで受験資格を得るルートに、受験希望者が集中するのではないか。
- 実務を経験することで大学院と同等の内容を学ぶためには、実務経験の期間は5年以上必要ではないか。
- 実務を経験する際に、科目等履修制度や放送大学の利用又は大学院での講義を受講させることで、大学院の実習以外の学習と同等の学習をさせることとしてはどうか。
- 大学院での学習を、科目等履修制度又は実務を経験する施設での教育で学習することは、難しいのではないか。
- 実務を経験する施設で、大学院の実習以外の学習と同等の学習ができるのではないか。
- 実務経験を行えば、大学院の実習時間である450時間を容易に超える経験ができるのではないか。
- 実務経験の内容を、他の分野の職種と連携することを必須とするようなプログラムにしてはどうか。

- 大学院において 20 単位分の演習科目が行われる場合、演習科目が多いため、科目等履修制度や放送大学を活用しても、実務を経験しながらでは履修することが難しいのではないか。
- 医療分野での実務経験で他職種と連携しても、学ぶことができる範囲が限定的になるため、他の分野で実務を経験することが必要なのではないか。
- 医療分野や福祉分野の施設では他職種と仕事をする体験ができるが、これは大学院では学ぶことができない内容ではないか。
- 社会人対象の看護の大学院では、日常の看護業務で携わったケースを題材に大学院でディスカッションしている。公認心理師も、実務経験ルートの人には実務を経験する施設で体験したことを大学院でふり返ることとすればよいのではないか。
- 1つの分野でしか実務を経験しないのは法の趣旨から外れるのではないか。実務経験のプログラムの中に、他の分野での経験を積むことも含めるべきではないか。
- 科学者-実践者モデルという言葉があるように、実践だけではなく科学者としての側面についても大学と大学院で学ぶべきではないか。
- 医学部などの学生が臨床実習を経験する前に合格することが求められている OSCE (Objective Structured Clinical Examination) のような試験が公認心理師にも必要なのではないか。
- 地方の病院では院外研修がない病院もある。生涯学習という点を考えると、地方でも院外研修を必須としてはどうか。

【国家試験について】

- 出題形式はマークシート形式で筆記試験のみとし、知識問題だけではなく、事例問題を半分程度入れることとしてはどうか。
- 心理に関する事例問題を多く作成することは難しいのではないか。知識問題については5分野についての出題も必要ではないか。
- 事例問題があるため試験科目を設けないこととした場合でも、試験の出題基準は作るべきではないか。
- 1日で試験を行う場合は 200 題程度が限界ではないか。問題を解く時間としては、知識問題 1 問につき 1 分、事例問題 1 問につき 3 分ほど必要ではないか。また、必修問題は必要ではないか。

以上